

いうふうな熱い思いをぜひ本議会で答弁をいただきたく質問をいたしますので、よろしく願います。

市長(伊藤一長君) 山下議員の熱い思いの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

山下議員と私とどちらが市長かわからないような再質問でございました。議員さん方もそうでありまして、傍聴された方もそうでありまして、ケーブルテレビを見ておられる方もそうですけれども、これだけの歴史のある、これだけの知名度のある、そして、いわゆる地理地形は若干ハンディがありますけれども、海に恵まれて、自然に恵まれて、これだけのまちをもっともっと磨きをかければ、オンリーワンのまちと私は申し上げてますけれども、磨きをかければかけるだけ、私は、長崎のまちは輝きが増すであろうし、たくさんの方々が来ていただけるであろうし、そのために、やはり交通のアクセスもそうですし、もてなしの心もそうでありまして、そういうハード面、ソフト面、そういう幾つかのものをきちんと整理をする中で、そして、その財源というのは、先ほどから山下議員も本壇で歳入の問題を頑張れというエールを送っていただきましたけれども、やはり行政改革、財政再建、これをしながら、そして、周辺の町の方々のご理解、ご協力をいただきながらのまちづくりを進めていくということが、やはり私は、これから21世紀に入った初年度でございますけれども、求められておるのではなからうかなというふうに考えていますので、お互いに英知を絞って、すばらしいパートナーシップでもって、これからの市政の運営を当たらせていただきたいと思いますので、今後とものご指導をよろしく願い申し上げます。

ありがとうございました。

20番(山下寛臣君) 具体的な思いは出てこなかったわけですが、気持ちは十分理解をしたいと思っておりますし、来年の当初予算に向けては、ぜひ伊藤色の提示ができるように頑張っていたきたいというふうに思うことを切に要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長(鳥居直記君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午前11時45分 =

= 再開 午後1時0分 =

副議長(江口 健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。17番堀江ひとみ議員。

〔堀江ひとみ君登壇〕

17番(堀江ひとみ君) 日本共産党の堀江ひとみです。

まず、市長の政治姿勢にかかわって質問いたします。

報復戦争参加法(テロ対策特別措置法)に基づき、アメリカの軍事攻撃を支援するために、海上自衛隊の補給艦などが佐世保、横須賀、呉から出動しました。さらに、政府はPKO(国連平和維持活動)協力法を賛成多数で成立させ、自衛隊の武器使用への道を開きました。

戦争放棄を内外に誓った憲法を踏みにじって、戦後初めて外国の戦闘地域にまで自衛隊を参戦させることは、重大な歴史的暴挙と言わざるを得ません。

今、アフガニстанは厳しい冬の季節に入り、このままでは数百万の死者が出ると報じられています。米軍の空爆は、子どもや女性、一般市民を犠牲にして続けられています。一刻も早く報復戦争はやめるべきです。自衛隊の海外派兵と戦争参加を直ちに中止することを私は強く求めます。

市長、被爆地長崎市民は、戦争の悲惨さ、無実の市民の犠牲の重さをだれよりも知っています。戦争は二度といやだ、平和を願う市民の声を今こそ発するときではありませんか。改めて、市長の見解を求めます。

2点目は、介護保険制度について。

まず、減免制度の活用について質問いたします。

介護保険料の高いこと。年金暮らしの人は払えない。介護料の支払いが大変で十分にケアプランを立てられない人が多い。長崎県社会保障推進協議会が行ったケアマネジャーアンケートに寄せられた意見です。介護保険料が高過ぎて払えない人たちのために、長崎市は独自の減免制度をつくりました。介護保険料を軽減するというこの制度が市民に広く知られているのか、私は疑問です。

10月から介護保険料が2倍に引き上げられるとき、長崎市は、案内のチラシをすべての高齢者に発送しました。チラシの中で、減免制度について次のように案内されています。「天災その他特別な事情がある場合は、申請によりこの介護保険料の

減免を受けられることがあります。この文面では、介護保険料が高くて払えないから相談に行こうとはとても思えません。むしろ、天災や災害の場合しか減免をしないのかと思う内容です。

市長は昨年12月議会、高比良議員の質問に、次のような内容で答えています。「減免については、本市介護保険条例の中で災害、疾病、失業、農作物の不作等の4つの理由に、本市独自で定めた特別の事情があることを加えている。納付能力が認められないと判断された場合、必要に応じた減免を行っていきたい。市長が本会議で答弁されたその内容で、減免制度の案内がどうしてもできないのでしょうか。

西彼杵郡三和町も減免制度を実施しています。ことし4月号の「広報さんわ」には、「納付することが困難な方へ、介護保険料を減免します」という見出しのもとに、対象となる人、減免の割合、申請の案内が書かれています。

長崎市は、減免制度を広く多くの市民に活用してほしいと願っているのか、案内チラシの文面だけ見ても、私は非常に疑問です。減免制度への取り組み状況、見解についてお答えください。

（2）介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善についてです。

ことし6月、長崎県社会保障推進協議会が介護支援専門員にアンケートを行いました。県内の居宅介護支援事業所405カ所と介護老人福祉施設、これまでの特別養護老人ホームの92カ所、合わせて497カ所に調査用紙を郵送しました。そして、193カ所、403名の回答が寄せられ、10月報告集としてまとめられました。

私は報告集を読み、厳しい実態の中で介護保険制度の質を求めて毎日奮闘しておられるケアマネジャーの皆さんの真摯な姿に頭が下がりました。問題解決のために、国と長崎市はあらゆる手だてを取るべきです。介護保険制度はケアマネジャーなしには成り立ちません。しかし、現実には、「多忙な仕事量の割に報酬が低い」「報酬が低いため相当件数が多く、利用者の立場に立ったケアプランができない」「毎月、超過勤務80時間、体が心配」「ケアマネジャーやめてもとの仕事に戻りたい」等々、多くのケアマネジャーから悲痛な声が上がっています。

長崎県長寿介護政策課が発表したケアマネ

ジャー実態調査でも「4人に1人はもうやめたいと思っている」と述べています。ケアマネジャーが利用者と十分な対話ができ、利用者の実態に合ったケアプランづくりやフォローができるように研修や報酬、身分の保障などで支援することは、介護保険制度の改善と定着のために欠くことのできない課題となっていると、さきに示した報告集では提起されています。私も全くそのとおりと思います。

私は、6月議会でも、ケアマネジャーの専門職としての確立、身分保障の整備を求めました。そのときの答弁は、検討したいということでしたので、その後の検討状況について明らかにするよう求めます。

あわせて、ケアマネジャーの実態をどのように認識しているか、お答えください。

3点目は、国民健康保険事業についてです。

（1）医療改悪による国保財政への影響について質問いたします。

小泉構造改革の大きな柱として、医療改革の準備が進められています。内容は、2,800億円の国庫負担削減を前提に、医療保険の給付を7割で統一するなど、健康保険を含めて国保並みの給付に切り下げるというのが、健康保険改悪の中心です。

健保の7割給付統一ということを経れば、現在の国保の姿を固定化することにつながります。国保は、7割給付に加えて、傷病手当や休業補償がありません。しかも、保険料滞納者には医療を受ける権利を奪う資格証明書の発行が義務づけられています。

さらに、老人保健の対象年齢を引き上げることも検討されています。高齢者の医療費負担の大幅アップも重大な改悪ですが、それ以上に、高齢者の定義を例えば75歳以上にしてしまうところに、今度の改悪の大きな問題点があります。

国保との関係では、資格証明書は老人保健の対象者には発行できないことになっていますが、改悪案が実施されれば、75歳になるまでは資格証明書の発行対象者ということになります。

あわせて、国保会計に占める医療費の増加が見込まれ、対象年齢の引き上げは、国民健康保険の運営にとっても重大な影響を及ぼすこととなります。

実際に、東京墨田区の試算では、厚生労働省の

改悪案で国保の医療給付費が50億円も増大することを明らかにしました。「何らかの対策がなければ国保財政の運営はできない」と、山崎 昇区長が区議会で表明したほどです。

長崎市は、医療制度改悪について、国保財政への影響をどのように認識しているのか、明らかにしていただきたい。

(2) 資格証明書について質問いたします。

長崎市は、ことし10月、377世帯に対し資格証明書を交付しました。資格証明書は、病院の窓口で一たん治療費の全額を支払わなくてはなりません。

私が申し上げるまでもなく、国民健康保険制度は社会保障制度です。国保は強制加入であり、健康保険その他の保険に入っていない人は、国内に住所を持つ限り強制的に国保に加入しなければなりません。こうした国民皆保険の最大のポイントは、国民に安心して医療を提供するという点だったはずですが、国保制度の基本である医療を保障する立場を崩す資格証明書の発行は中止すべきと考えますが、見解を求めます。

(3) 国保税の引き下げについて。

長引く不況とリストラ、失業によって、収入がなく国保税が払えない、高過ぎる国保税を引き下げしてほしい、多くの市民の願いです。

国保税として集めたお金が使われずに積み立てられている国民健康保険財政調整基金は、平成12年度決算で16億8,605万円に上ります。国保に加入している世帯は、市内全世帯の約47%、約8万1,000世帯です。1世帯1万円の引き下げも基金の約半分を取り崩せば実現可能です。基金を取り崩して国保税の引き下げを行う考えはないか、答弁を求めます。

4点目は、教育行政についてです。

(1) 30人学級について質問いたします。

公立学校のクラス人数は、法律で40人と定められています。40人を1人でも超えなければクラスはふやせません。ところが、ことし3月の法改正、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正で、自治体の裁量で少人数学級を実現することが可能になりました。実際に、山形、秋田、鹿児島など11の県が、すべての小中学校あるいは小学校1年生、2年生など対象に独自予算をつけて少人数学級の実施または実現への表明を行っています。

どの子にも行き届いた教育を、先生をふやして過重負担を少なくしてほしい、優秀な若い先生の雇用確保という面から、さらに学校現場に若い先生からベテランの先生までの重厚的な集団が求められているなど、これらの願いに応えるためにも、30人学級の実現は切望される施策です。実現する考えはないか、見解を求めます。

(2) 消費者教育について質問します。

サラ金、クレジット、商工ローン、日掛け金融など多重債務の問題は非常に深刻です。最高裁判所の資料によると、全国の個人破産申し立て件数の推移では、2000年で13万9,000件となり、過去10年間で13倍から14倍に激増しています。警察庁生活安全局地域課・平成12年度中における自殺の概要資料によると、経済生活問題を原因、動機とする自殺者数は6,838人。昨年だけで阪神大震災で亡くなられた人たち以上が、みずから命を絶っている厳しい状況です。

一方で、月間消費者信用2001年9月号によれば、消費者金融大手4社、武富士、アコム、プロミス、アイフルで総貸付残高は既に1兆円を超えています。武富士にあっては、経常利益が2,400億円を突破し、トヨタ、NTTなどに次いで日本の企業の第5位に位置するという利益の高さです。

高利貸しのない社会をと思い、多重債務の問題解決に奔走している人たちの中で強く要望されていることは、義務教育課程の中で、サラ金、クレジットの恐ろしさをしっかりと子どもたちに教えてほしいということです。

私も日ごろ、多重債務にかかわる市民からの相談を受けている者の一人として、問題が起こってからの解決ではなく、多重債務を起ささないための教育の必要性を痛感しています。

長崎市が単なる消費者教育にとどまらず、多重債務問題が社会的問題、人権問題として深刻化している今日の状況に対応する消費者教育を行うべきと考えますが、見解を求めます。

以上、市民の皆さんの要望をもとに質問いたします。市長並びに関係理事者の誠意ある答弁を求めます。＝(降壇)＝

副議長(江口 健君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 堀江ひとみ議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、市長の政治姿勢。自衛隊の海外派兵に対する被爆都市の市長としての見解についてお答えをいたします。

9月11日、アメリカ・ニューヨークの世界貿易センタービルを初めとして発生した同時多発テロ事件は、およそ4,000人にも及ぶ多くの人命を奪い、国際社会の平和と安全を脅かす極めて卑劣な暴挙であり、強い憤りを覚えます。被害者は数十カ国にわたり、米国市民を初め多くの人々の心の傷は今もいやされることなく、悲しみと怒りにあふれています。

特に、私たち長崎市民は、戦時下とはいえ、無差別に一般市民を犠牲にした原爆投下を許せないとしてきた立場からも、いかなる理由があろうとも許せるものではありません。

民主主義を守り、平和な世界を達成する上から、国際社会はテロ組織の撲滅に向け取り組んでいかなければならないと思います。このたびの同時多発テロ事件は、従来の国家間の紛争とは異なり、日本も含め、世界じゅうのいかなる地域も対象になり得ることを予見させており、国家ではないテロ組織とどう対話するのかという技術的な困難さの中で、世界の国々は国民の安全を守るという立場から、テロ撲滅対策はいかにあるべきか、そして、テロの発生を未然に防ぐためにはどうしたらよいかを考えなければならないと思います。

そのような意味で、アメリカのアフガニスタンでの軍事行動は、さらなるテロ行為を防止するという自衛の立場から、国連決議を初めNATO(北大西洋条約機構)諸国の支持表明など、国際的な協調体制のもとに行われているものと理解しております。

このたびの紛争に係る自衛隊の海外への派遣についてのお尋ねでございますが、日本政府としては、国会において憲法を踏まえた精力的な論議の末、テロ対策特別措置法など3法を制定し、対テロ支援基本計画に基づき、国際社会の一員として物資補給など直接戦闘行為に関与しない形での後方支援を柱とする可能な範囲での協力に取り組んでいるところであります。

また、このたびの自衛隊派遣の妥当性については、法に基づき、改めて国会において論議の上、承認されているものであります。

私としましては、武力による解決方法は決して

好ましいものではなく、可能な限り平和的な解決が図られるべきものであるとの基本的な考え方を持っておりますが、今後とも、状況の推移を見据えながら、平和憲法の理念に沿った我が国にふさわしい国際貢献のあり方について、引き続き国会で論議を尽くしていただくとともに、国連を通じて国際的な合意のもとに、より平和的な解決が図られることを期待しているところであります。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思っております。

他の項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。＝(降壇)＝  
福祉保健部長(高谷洋一君) 介護保険制度についてお答えいたします。

第1点目の減免制度の活用についてであります。被保険者の皆様への周知等につきましては、現在489回を数える制度説明会を初め市政と暮らしの出前講座、介護保険制度施行後1年の状況をお知らせした広報ながさき特集号の中での掲載等による広報や市税等と同様に各個人へ送付させていただく納入通知書の中への明記及びこれに同封させていただくパンフレットへの記載により周知を図るとともに、先月14日には本市主催の事業者説明会の中でご説明を申し上げるなど、制度の周知に努めているところでございます。

このような中、去る7月9日に平成13年度分納入通知書及び納付書を郵送後、8日間で延べ555件のご相談をいただきました。このうち減免を含む納付相談が57件ございました。また、その後も個々の具体的な事情をお聞きしながら減免制度についてのご説明をさせていただく中で、12月5日現在で15人の方から「低所得のために保険料の納付が困難」ということで減免の申請がなされ、そのうち10人の方を減免の対象とし、4人の方については、現在審査中という状況になっております。

議員ご指摘の広報の文面につきまして、今ではよくわからないというご意見でございますので、その文面につきましては、今後、もう少し工夫してみたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市におきましては、国の保険料減免に対する考え方に従い、今後とも、制度の枠組みの中で適正な減免を行うことといたしておりますので、よろしくご理解を賜りますよ

うお願いいたします。

次に、第2点目の介護支援専門員(ケアマネジャー)の処遇改善についてでございますが、介護支援専門員の業務の実態の把握につきましては、長崎県が本年6月に取りまとめた介護支援専門員実態調査において、ケアプラン作成を初めとする介護支援専門員としての業務を行っていく上で、担当するケアプラン件数が多い、給付管理や認定調査業務等に時間を割かれているなどの現状と課題が報告されております。また、困難ケースの検討・制度理解等のための現任研修会や勉強会の開催、事務的なサポートをしてくれる職員の増員や居宅介護支援に対する介護報酬の引き上げなどの要望も挙げられております。

このような調査結果に見られる現状と課題等を改善する施策といたしましては、経済的な処遇と専門職としての資質の向上を図る面での処遇が考えられます。本市におきましては、短期入所振替利用援助事業及び住宅改修支援事業に係る必要な経済的支援を、また、地域ケア会議及び介護の分野における専門家の方々を講師とする介護支援専門員研修会を開催し、介護支援専門員の資質向上や業務に対する支援を展開しているところであります。

さらに、財団法人長寿社会開発センターに設置された介護支援専門員現任研修・専門研修のあり方研究委員会の報告の中で、習熟度に応じた現任研修並びに指導者研修を柱とする研修体系とカリキュラムがまとめられ、この研修体系において、市は、実質的な介護支援専門員の資質向上のための主力としての役割を担うことから、今後とも、より充実した研修の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、来年1月から実施されます訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化によりまして、給付管理業務を含めた介護支援専門員が行う事務量の軽減が図られますが、本市におきましては、介護支援専門員の業務が円滑に行われ、負担軽減につながるよう事前の事業者に対する説明会の開催や情報提供の対応を引き続き行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、国が本年度中に予定している介護支援専門員の業務実態調査や平成15年度に予定されている介護報酬の見直しなどの時

期をとらえまして、介護支援専門員に係る処遇改善について、国等へ要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

市民生活部長(妹尾芳郎君) 堀江議員ご質問の3点目、国民健康保険事業についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の医療改悪による国保財政への影響でございます。

国民の生命と健康を支える医療保険制度は社会保障の基盤であり、これまで世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきましたが、急速な高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩など、医療制度を取り巻く環境は大きく変化してきております。

今後とも、国民皆保険体制を堅持し、将来にわたり持続可能で安定的な制度へと再構築していくためには、抜本的な医療保険制度の改革が必要であるとし、本年9月25日に厚生労働省より医療制度改革試案が提示され、これを受けまして、先般11月29日、政府・与党社会保障改革協議会において医療制度改革大綱が決定されたところでございます。

内容につきましては、70歳以上の高齢者の医療費の自己負担を原則定率1割負担とし、月額上限は撤廃する。また、サラリーマンの自己負担は必要ときに現行の2割を3割に引き上げるなど、厚生労働省試案と比べまして被保険者の負担に配慮したものとなっております。しかしながら、各医療保険者における財源等の内訳については明示されておらず、現時点において、国保財政に対してどの程度影響を及ぼすことになるのかは不透明な状況でございます。

今後、国においては、医療制度改革大綱に沿って、平成14年度の国の予算編成時までに医療制度改革の政府案を取りまとめ、所要の法律改正案を来年1月の通常国会に提出することになり、その中で、さらにさまざまな論議がなされ、財源等の内訳も含めて改革案が形づくられていくこととなりますが、私ども保険者としていたしましては、国保制度への影響等について、これからの国の動向を注視し、状況によっては、全国市長会等関係団体を通じまして国への要望の必要性もあるものと考

えております。

次に、資格証明書についてであります。ご承知のとおり、国民健康保険の資格証明書は、災害その他特別の事情がないにもかかわらず、保険税を滞納している世帯に対して被保険者証の返還を求め、それにかわり交付されるもので、国保の被保険者間の負担の公平を図るとともに、悪質な保険税滞納者対策の一環として設けられているものでございます。

資格証明書は、平成12年度の第1期の納期限から1年を経過してもなお保険税を納付しない場合において交付が義務づけられているもので、資格証明書の交付につきましては、老人保健の対象者、原爆被爆者及び厚生労働省令で定める公費負担医療の対象者は適用を除外されております。また、災害等の特別の事情がある方については、その旨の届書を提出していただき、さらに特別の事情が認められなかった場合等においては、弁明の機会を付与するなど、やむを得ない事情の考慮をすることとなっております。

本市においては、本年10月1日に377世帯に対して資格証明書を交付いたしました。その状況につきましては、平成12年度の第1期の納期限から1年を経過しても保険税を納付していない世帯が2,564世帯、それから国保資格喪失・国保税納入などにより非該当となった世帯が705世帯、老人保健法等による適用除外世帯が183世帯、また、納税相談等実施の結果、保険税を納付できない特別の事情があると認められる世帯が1,299世帯となっております。最終的に、先ほど申し上げました377世帯に資格証明書を交付した次第でございます。

今後の予定といたしましては、平成12年度の第2期以降の納期限から1年を経過している納税者を対象に、来年3月中の交付を予定いたしております。

資格証明書の交付に際しましては、納期限から1年を経過したことをもって画一的に交付するのではなく、その世帯の生活状況等を十分に把握し、特別の事情を勘案した上で、国保税の負担能力があるにもかかわらず、督促や催告を行っても納税相談や指導に一向に応じないような、いわゆる悪質滞納者に対して交付することといたしており、資格証明書を交付することにより診療費が支払えず、医療機関等を受診できないなどのケースを極

力つからないよう事務をとり行っております。

今後とも、資格証明書の交付に当たっては十分検討を重ね、慎重に対応してまいり所存でございます。

次に、国保税の引き下げについてであります。国民健康保険税は、被保険者の相互扶助により成り立つ社会保険制度であり、その運営は、国などからの支出金と被保険者からの国保税収入でなされているところでございます。

国保税の税率算定に当たりましては、税の算定基礎となる医療費、被保険者数、世帯数及び被保険者の所得の動向等を勘案し、歳出に見合った歳入が確保できるかを種々検討した上で、慎重に税率を決定いたしております。

近年の経済状況の低迷により被保険者の所得が伸び悩む中、本市におきましては、医療分については平成8年度より5年間据え置き、また、平成13年度の国保税につきましても、生じてまいりまず財源不足額については決算剰余金及び国保財政調整基金を充てることにより、現行税率を据え置くことといたしたところでございます。

国保財政調整基金の状況を見ますと、平成12年度末で約16億8,600万円になりますが、13年度当初予算において、基金からの取り崩しを4億8,500万円計上いたしており、実質の保有額は12億円となります。

基金につきましては、医療費が突発的に増大した場合や医療費の伸びと所得のバランスが大きく乖離し、大幅な税率改定を余儀なくされるなどの急激な変化が生じた場合に備えて積み立てているものでございます。

国保加入者の高齢化や生活習慣病の増加等により、増大していく医療費及び長期にわたる経済の低迷により国保税収入の伸びが見込みがたい場合などの諸要素を勘案いたしますと、今後、大幅な税率改定も想定されるところから、基金につきましては、税率の引き下げに充てるのではなく、税率の引き上げを極力回避するための財源として確保し、弾力的に運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長(梁瀬忠男君) 教育行政についてお答えいたします。

まず、1点目の30人学級の実現についてござ

いますが、小中学校の学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法で、1学級の児童生徒の数の基準は、40人を標準として都道府県教育委員会が定めることとなっております。

平成13年4月1日から義務標準法等の一部改正法の施行によりまして、児童生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合には都道府県教育委員会の判断により、国の定める標準の数を下回る数を特例的な基準として定めることができるというふうになりました。

現在、長崎県におきましては、1学級の児童生徒の数は、従来どおり、標準の40人を編制基準としております。

したがって、市教育委員会といたしましては、県の編制基準の数で学級編制を行っている現状でございます。しかしながら、個に応じたきめ細かな指導の重要性については十分認識をいたしております。そのことを踏まえまして、県教育委員会に対して、これまでも加配教員の増員を継続して要望してまいりました。

本年度からスタートした第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画におきましては、今後5カ年間で小中学校に2万6,900人の教職員をふやす計画が進められております。今年度は、全国で5,380人の教職員が増員をされております。それに伴いまして、本市へも本年度は小学校に63人、中学校に48人の加配教員が配置され、昨年度より16人ふえておる状況でございます。

加配を受けた学校の取り組みといたしましては、特に、少人数授業を行うなど、きめ細かな指導を行う学校の具体的な取り組みに対する支援のための加配を受けた小学校49校、中学校22校では、例えば2学級を3つに分け、20人程度の学習集団を編成し3人の教師で指導する少人数授業や1学級を複数の教師で指導するチームティーチングによる授業など個に応じた多様な学習が展開されております。

その具体的な成果として、学習内容がわかるようになった、学習が楽しくなった、質問する機会がふえた等の声が子どもたちから聞かれるようになっております。また、子どもの理解の程度に応じた指導が行われるようになってきた、教員相互の協力体制が深まった、生徒指導にも効果が上

がってきた等、教員一人ひとりの変容も報告をされております。

今後も、これらの取り組みを通じて教員相互が切磋琢磨し、指導力の向上が一層図られるとともに、個を生かした教育がさらに実現されるよう、教職員の配置改善について、全国都市教育長協議会や8市教育長会等を通して、文部科学省及び県教育委員会に継続して要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の消費者教育についてお答えをいたします。

経済社会の高度化・多様化が進む中で、豊かな生活を実現するためには、小中学校の段階から、経済行為の主体である消費者としての基礎的な知識を身につけ、みずから責任を持って意思決定できる能力を育成することは大変重要なことだと考えております。長引く不況の中で、各地消費生活センターに寄せられた多重債務に関する相談件数は、平成8年以降増加し続け、自己破産申立者が平成10年には10年前の10倍以上になるなど、多重債務者問題が大きな社会問題となってきております。

消費者教育については、消費者を取り巻く環境変化に対応して、各分野における内容の改善や充実を図っていく必要があると考えております。

学校教育においては、早い段階からの消費者教育が必要であるという認識から、消費者としての正しい態度や知識を身につけさせるため、従来から小中学校において、社会科や家庭科等を中心に指導生徒の発達段階に応じた指導が行われてきました。

来年度から完全実施される小中学校の新しい学習指導要領においても、消費者教育の一層の推進を図るため、さまざまな教科や領域において改訂が行われております。

小学校低学年では、生活科の学習で、実際に買い物をする学習を通して、体験的に金銭感覚を身につけるよう指導がなされるようになっております。また、中学年では、社会科の地域社会の学習において、地域の産業や消費生活の様子など、体験を通して消費者教育が行われるようになっております。小学校高学年では、家庭科で小遣いなど自分で使うことのできる金銭には限度があることや、一定の範囲内で計画的に金銭を使うことの重

要性に気づかせることで、健全な消費生活能力を育てることの基礎を培うようにしております。

また、中学校社会科の公民的分野「国民生活と経済」の学習では、身近な消費生活を中心に、経済活動の意義を理解させることになっております。

来年度から本市で使用される教科書にも、商品の選択の必要性や携帯電話やクレジットカード利用による消費者としての功罪など、現代の社会問題にも踏み込んだ内容が記述されており、学習するようになっております。また、消費者の保護についても、具体的なキャッチセールスなどの例を用い、生徒にもわかりやすく記述されるなど、消費者教育の推進に配慮がなされております。

さらに、技術家庭科「家庭分野」では、家庭生活と消費の中で、通信販売や訪問販売などを具体的に取り上げ、その利点や問題点について理解をさせ、被害に遭わないようにすることや、消費者保護について、消費者の基本的な権利やクーリング・オフ制度、消費生活センターなどを知らせることなど、消費者としての自覚を高める教育がなされるようになっております。

したがいまして、本市教育委員会といたしましても、社会科、家庭科を初めとする教科及び道徳など全教育課程を通して、時代の変化に対応したさまざまな指導を行い、消費者教育の充実を図るとともに、生活設計の能力や自立能力の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

17番(堀江ひとみ君) 一通りご答弁をいただきましたが、改めてお尋ねしたい点もありますので、再質問をいたします。

最初に、順不同ですが、国保問題にかかわって、3点目の国保税の引き下げについて質問いたします。私は、現在、基金として積み立てられている国保税を崩して税の引き下げに充てるべきではないかと、そういう考えはないか質問いたしました。そのご答弁は、突発的に増大した場合、あるいは急激な変化に対応するために基金は国保税の引き下げには充てないんだと、そういうご答弁、ご回答だったかと思うんです。

そこで、再質問をいたします。

1点目は、この国保基金がつくられたのは、昭和57年の4月1日に設置をされているわけですが、それから今日まで、これまで答弁をされてきてお

ります、そういう突発的な医療費の増大、こういう事例が何回ありましたか。

それから、2点目、この基金の積み立てというのは、何を根拠に行っているのか。国の通知などがあるのか、お答えいただきたいと思います。

まず、2点お尋ねします。

市民生活部長(妹尾芳郎君) 基金が設立されて以来、取り崩しが何回あったのかということでございますが、現在までに大きな取り崩しというのは、突発的な医療ということでの取り崩しというのは現実にはございません。

それから、国保税の引き下げということでございますが、先ほども申し上げましたように、平成12年度末では16億8,600万円の基金残高がございました。しかしながら、平成13年度の当初予算において、税の算定に当たりますときに、4億8,500万円の取り崩しを計上いたしております。ということで、税の高騰を抑えるという意味での取り崩しというのは実際にっております。

それと、一般的に申しておりますけれども、一度、インフルエンザ等が発生すると、今日では一風邪4億円とか5億円とかというふうな医療費の突発的な支出が発生いたしますので、そういう対策としても、やはり基金としては存続しておく必要があるというふうに考えております。

2点目の基金の根拠というのは、これは法に定めて基金を設置することができるというふうになっております。

以上でございます。

17番(堀江ひとみ君) これまで、いつも我が党が国保税を引き下げてほしいと、私だけでなく、しかも、基金として、国保税として集めたお金がそのまま使われずに積み立てられているわけだから、その基金を崩して国保税を引き下げるべきだと、こういう質問を私がした場合に、返ってくる答えが、同じように、突発的な医療費の増大に備えているんだと、そういう答弁をするんです。おわかりのように、しかし、これまでには、そういう16億円、18億円も使うような、こういう突発的な事故はないんですよ。ないんです、現実に。しかし、57年に基金がつくられましたが、そのときに比べて、今は国保に加入しておられる皆さんの取り巻く状況というのはすごく大変だと、そういう認識に立てば、私は、市民生活の実態に立つな

らば、この基金は、国保税を引き下げるために使うべきだと強く思うわけです。

そういう意味では、今現在、現実的に、突発的に莫大な基金を取り崩すほどの事例はないわけですから、それは私は理由にならないと思うんですけれども、どうなのか、見解を求めます。

それから、法に基金を積み立てることができるというふうな根拠があるんだと言われました。確かにこれまで、例えばその年の2月の段階ですね、国保基金、年度末に国保運営の予算にかかわる国民健康保険の保険者の予算編成についてという通知が毎年来ます。国からの指導がっております。しかし、平成12年度の予算編成にかかわっては、確かに基金を積み立てなさいと、こういう指導がありました。この中には、基金積立金ということで、基盤を安定強化する観点から、少なくとも保険給付の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てなさいと、こういう指導はあったというふうに私も理解しています。しかし、13年度国民健康保険の保険者の予算編成に当たっての留意事項について、国からの通知には、この中には、基金の積み立てについてという項目は、基金の積み立て、国民健康保険財政の基盤を安定強化する観点から、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたい。基金を積み立てなさいという指導はあっていると思うんですけれども、保険給付の5%にしなければ、そういう指導は何もないでしょう。これが今、国が国民の皆さんの実態に応じて、少なくともこれだけの額は積み立てなさいという、そういう指導も今では国民の、市民のこうした実態に照らしたとき、そういう指導ができなくなっているという実態があるんですよ。それなのに、長崎市の場合は、単に、これは国の指導があっているというだけで判断されるんですか。

私は、市民の皆さんの生活実態からするとき、この積み立てられた基金については、私は、保険税を引き下げるために充てるべきだというふうに思うんですけれども、この点については、市民生活をどのように認識しているのか、私は、市長の見解を尋ねたいというふうに思っています。

答弁を求めます。

市民生活部長(妹尾芳郎君) 再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、13年度の予算編成方針では、確かにその文言は記載されておられません。しかしながら、本年2月に、県下の79市町村を対象にした県の13年度予算編成方針、この中では、基金積立金の額については、保険給付費の5%に達していない保険者に対し、積み立てに努力をするようにという指示がなされております。

以上でございます。

17番(堀江ひとみ君) 長崎市の場合は、医療給付費が約277億円で、その5%ということになりますと、大体約13億円というふうに私は理解をします。例えばこれまでの国の指導から見ましても、そうした長崎市の額というのは、国の指導よりも大幅に私は積立基金として積み立てているというふうに理解をしています。これだけ市民生活が大変な中で、しかも、年々国保に加入しておられる市民の方は、40代や働き盛りの方を中心にして、この2、3年、3,000人とかいうことで加入しておられる方たちがふえています。そうしたことを考えたときに、収入が少ないということで、ほかの健康保険に入れないという方たちが入っておるのが、私はこの国民健康保険であると理解しておりますので、そういう意味では、国の指導のそうした根拠はないわけで、ましてや全国の自治体の中では基金を積み立てていないところもあるわけですから、ぜひこの基金については、取り崩して国保税の引き下げに充てるよう、強く求めたいというふうに思います。

同じ国保問題の1点目、2点目についてお尋ねをします。

国保税の資格証明書の発行の問題ですが、この資格証明書につきましては、これまでの短期保険証と大きく違っていて、資格証明書では医者にかかることができません。医療機関へかかることができません。

そういう意味では、私が登壇して述べましたように、この医療を受ける権利を奪うという、これは大変な問題だというふうに私は認識をしています。

そこで、私はお尋ねをしたいんですが、377世帯、今回、資格証明書を発行いたしました。その377世帯に至るまでに、例えば2,564世帯という対象件数を、部長が答弁されましたように、老人保健の対象者でありますとか、あるいは資格を喪失、社会

保険に加入しておられるなどの、いわゆる非該当者を除いて、最終的に377世帯になったんだという説明がありました。

私がお尋ねしたいのは、この377世帯が本当に1件1件長崎市がご相談をしながら、納税相談を受けながら対応したのかと、この問題です。特に、377世帯の中で、約半分の方については、分割納入を守らないと、こういう状況であるということを事前にお聞きをいたしました。分割納入をされておられるということは、それだけ私は、国保税を納めると、そういう立場に立っていると思うんです。それだけ何らかの事情があると思うんですよ。先ほど言われた2,564世帯の中には、老人保健法の対象者であるという、こうした理由と同時に、特別の事情ということ部長は言われました。この特別の事情に該当しなかったのかというふうに私は思うわけですね。

そういう意味で、部長としては、ご答弁の中で慎重に対応したいと、資格証明書の発行については慎重に対応したいと言われましたけれども、377世帯の中で、分割納入を守らないという、約2分の1に該当する人たち、この人たちは特別の事情はなかったのか、この点を改めてお答えをさせていただきたいというふうに思っています。

市民生活部長(妹尾芳郎君) 再質問にお答えをいたします。

資格証明書の発行世帯、最終的に377世帯でございますが、ご承知のとおり、納税に応じない方々が対象でございます。この納税に応じないというのは、私どもも督促、催告、それから国保相談員の各家庭の訪問、それから電話連絡、そういうもので綿密にやっておりますけれども、そういう相談に応じない方々がこの世帯に該当するという、誠意がない、あるいは中には悪質というような判断をせざるを得ないものでございます。そういう方々に対しては、資格証明書の発行を余儀なくされるということでございますので、私どもとしては、細心の注意を払って、厳重にやっているつもりでございます。ご理解いただきたいと思います。

17番(堀江ひとみ君) この資格証明書の発行というのは、私は非常に重大な問題だというふうに思っています。現在といいますか、10月1日現在ですけれども、中核市における資格証明書の交付

状況という資料をいただきましたが、同じ中核市であっても、資格証明書はすべての中核市が発行しているかということ、そうではないんです。やはり秋田市を初めといたしまして、この資格証明書の交付というのは、非常に人権問題でもある。全国では、この資格証明書の交付の中で医者にかかれずに命を落とすと、こういう事例も実際に起きているわけです。そういうことをかんがみたときに、長崎市が市民の命と暮らしを守るという、そういう市政を実現するというのであれば、この資格証明書の発行というのは、そういう意味で非常に慎重にならざるを得ないし、私は非常に慎重になってほしいというふうに思うわけです。

先ほどの中で、377世帯交付をしまして、その中では、誠実な対応がなかったで、いわゆる悪質滞納ということで対応しましたというご答弁でしたけれども、私は、ぜひこの分割納入をしたいということで、接触困難という約半分の方がおりますけれども、そういう人たちは除いても、分割納入をしたいということでしながら、しかし、分割納入を納める金額が、その後の経済状況の変化の中で守り切れないという場合もあり得ますので、そういう意味では、この377世帯の半分の人たち、分割納入を守らないということで長崎市が区分けをしたこの人たちについては、私は非常に誠意を持って対応していただきたいというふうなことを強く思っておりますので、この点につきましては、改めて要望したいというふうに思います。

それから、もう一つ、この国保税にかかわって国の小泉内閣が進める医療改悪にかかわる試算なんですが、長崎市は、具体的な試算というのは行っていないのか。その点についても、改めて私は登壇して東京墨田区の例を挙げました。厚生労働省の当時の改悪案をもとに、今の医療改悪が行われた場合、国保財政にはどういう影響があるのかということ試算した東京墨田区の例を取り上げたんですが、長崎市は、そういう試算を行っていないのかどうか、この点、お答えいただきたいというふうに思っています。

それから、教育長にお尋ねをしたいと思えます。30人学級の問題ですが、ご答弁の中では、何よりもそれぞれの個に応じた教育の重要性ということで、30人学級については必要だという見解が述べられました。私は、この問題につきましては、何

よりも今、子どもたちが不登校に遭っていると、学校に行けない子どもたちが多く、こういう状況を見たときに緊急性、そういう面からも、30人学級というのは、ぜひ必要だというふうに思っています。

私は、この問題を準備するに当たりまして、担任を持っておられる小学校の先生方とも懇談をいたしました。先生方が思うに、兄弟が1人または2人という現代の子どもたちが、いわゆる交わり能力の乏しさがあるのではないかと、そんなふうにいるという発言もありました。

これまで人と接するということが当たり前という子どもたちが、今では人と接するということがプレッシャー、そういうことを感じている。小さい集団では何とかやりきれられるけれども、大きい集団ではやっていけない。学校に行けなくて不登校になってしまうという、そうした事例が多いのではないかという指摘です。

長崎市の場合は、不登校の子どもたちの数は、小学校、中学校いずれも全国平均を上回っていると私は理解をしています。

そういう意味では、この30人学級というのは、不登校対策の意味からも、ぜひとも実現すべき施策ではないかというふうに思うんですが、そういう切迫性といえますか、緊迫性といえますか、そういう観点での30人学級の実現について、どのように考えておられるのか、答弁をお願いいたします。

市民生活部長(妹尾芳郎君) 再質問にお答えをいたします。

長崎市は試算を行っていないかというご質問でございますが、これは先ほど申し上げましたように、厚生労働省から出されました医療制度改革試案、これをもとに政府・与党の社会保障改革協議会における医療制度改革大綱、これに沿って今後、厚生労働省あたりが医療制度についての方針を取りまとめるということになっておりまして、今の段階で見ましたところでも、これを段階的にやるというような部分もかなりございます。そういうところで今、長崎市では、この試算というものには着手いたしておりません。

以上でございます。

教育長(梁瀬忠男君) 再質問にお答えいたします。

30人学級の点でございますけれども、先ほど本答弁でも申しましたが、今回の法律改正によりまして、裁量権といいたしでしょうか、これが県の教育委員会の方にまいったと思います。したがって、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、県によっては、その対応した県もあるというのも、私たちも承知をいたしております。

したがって、私どもといたしましても、確かに少人数グループでの授業をすることというのは大変効果的である。したがって、30人学級という論議も国の方でも随分なされましたが、最終的には、先ほども申しましたように、少人数グループでの加配ということの教員定数改善計画、こういうふうになりました。

したがって、先日も私ども長崎県の79市町村で、県に対しまして、ぜひそのことについて、ほかの県にも新たな、例えば小学校1年生だとか低学年について、35人を超える学級、30人を超える学級について措置がなされている県も見受けられます。したがって、長崎県についても大変効果のあることだろうと思っておりますので、ぜひそういった方向で長崎県も基準の見直し等やってほしいと、こういった申し入れもしておりますので、今後、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

17番(堀江ひとみ君) 私は、国保財政への影響については、決まってから試算をしても、もう遅いんですよ。だから、私は決まってから、どんな内容であっても、長崎市にとっては大変な負担になるんです。

そういう意味では、決まらない前に試算をして、これだけの負担が来るから何とかしてくれと、そうやって国に要望するのが、私は、市の務めではないかという立場でありますので、これは試算をしてほしい。

それから、30人学級の問題ですけれども、私は35人学級、もう段階的にでも、これはぜひやってほしい。このことを改めて要望したいと思います。

減免制度の問題について、介護保険料の減免について質問します。私が先ほど取り上げました介護保険料の案内につきましては、文面については工夫をしたいというふうに部長は答弁をされたけれども、これはぜひ検討してください。この

ままでは相談ができるような状況ではありません。少なくとも、そういう文言を整備してほしいというふうに思います。このことについては、再度、答弁を求めます。

それから、ケアマネジャーの問題ですが、業務実態調査、そうしたことを行って国へ要望してまいりたいと言われましたが、その答弁は、私に6月議会で行った答弁と全く同じではないですか。これは板坂議員も答弁の問題について今議会でも指摘をしておりますけれども、平成13年度中の業務実態調査と、平成13年度はもう来年3月で終わるんじゃないですか。13年度で実態調査をするんじゃないですか。その実態調査がなければ国への働きかけはできないんですか。それだけ今、大変なんですよ、ケアマネジャーの皆さんの実態は。その認識はどんなふうに思っておられるのか、答弁を求めます。

福祉保健部長（高谷洋一君） まず1点目の減免の文言につきましては、再度、検討してみたいと思っております。

それから、ケアマネジャーの件につきましては、私たちもいろんな機会を求めてご意見を伺っておるところでございます。非常に厳しいというご意見も多々伺っておりますので、私たちとしましても、ぜひ支援体制を取りたいということであるような努力をしているところでございます。

実態調査につきましては、今年には国でやるようになっておりますので、私たちは常々国にもいろいろ要請をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（江口 健君） 次は、44番中村すみ代議員。

〔中村すみ代君登壇〕

44番（中村すみ代君） 草の根クラブの中村すみ代でございます。

質問通告に基づきまして、2点質問したいと思います。市長並びに理事者においては、明快かつ誠意あるご答弁を求めたいと思っております。

まず第1点目、狂牛病問題についてでございます。

9月21日、千葉県下の酪農家で飼育されていた乳用種1頭が狂牛病と診断され、既に発生以来3カ月が経過しようとしています。この間、新たに

2頭の乳用種が狂牛病と診断されました。全国の実態と同様、市内の牛飼養農家（以下「農家」とする。市内肉専用種23戸、乳牛1戸）は出荷停止並びに市況の低下などにより深刻な打撃を受け、廃業、倒産あるいは経営の危機に直面している農家もあります。一方、消費の低迷により精肉業者や飲食店などにも影響が出てきています。

そもそも今回の事態は、1980年代にイギリスにおいて発生したとき、日本における発生を予測し、政府が速やかに万全の対策をとっていれば回避することは可能であったはずで、農林水産省や厚生労働省の無責任、失政により被害を拡大させていると言っても言い過ぎることはありません。

このような意味で、政府の責任は極めて重大であると言わざるを得ません。しかし、10月24日、農水省が発表した牛海綿状脳症関連対策の概要によれば、予算措置は総額1,554億円で、そのうち512億円は発生以前の平成13年度当初予算として措置されているもので、新たな緊急対策としての予算措置は約1,000億円、しかも、損失に対する補償、農家経営等の安定策としては、わずかに488億円が予算措置されているに過ぎません。このような対策では、危機に直面している農家を救済することはできません。

市内の農家で、肉骨粉を一切使っていない、自分たちが何も悪いことをしていないのに、なぜこのような苦しい目に遭わなければならないのかという切実な訴えを伺ったとき、「出島ばら色」のネーミングで良質の肉牛を飼育し、全国ブランド品として販路拡大に努力されておられる農家へ、国の対策とあわせて本市独自の支援等の必要性を痛感いたしました。

また、10月18日、全頭検査後においても、極端な消費低迷により市内の精肉業者や食肉卸業者、飲食店などの売り上げが減少し、厳しい経営を強いられており、畜産農家への支援とあわせて対応が緊急に求められております。

そこで、市長に以下、質問いたします。

消費拡大や畜産農家支援のための本市独自の施策について。

質問の2点目、市町村合併問題について。

市長は去る11月22日、1市11町による任意合併協議会の立ち上げを表明。今12月議会に補正予算を計上しました。このことで市町村合併の是非を